

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○生活保護法による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	(同)	五
○生活保護法による指定介護機関の休止の届出	(同)	六
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	六
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定	(同)	七
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者)	(農林水産経営支援課)	七
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村振興課)	七
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	七
○保安林の指定の解除	(同)	七
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立	(水産業振興課)	八
○建設業許可の取消し	(事業管理課)	八
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(下水道課)	八
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(仙台地方振興事務所)	九
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	一〇
○事務決裁規程の一部を改正する訓令	教育委員会	一〇
○教育委員会定例会の開催		一〇

ページ

告 示

○宮城県告示第七百八十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十五年九月十三日

一 訪問介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
介護保険適用事業所うさぎのポケット	大崎市松山千石字松山三百十三番地三	松山タクシー株式会社	大崎市松山千石字松山三百十三番地三	平成二十五年五月二日
のぎわヘルパーステーション	栗原市築館字下宮野川北十八番地	株式会社のぎわ	栗原市築館字下宮野川北十八番地	平成二十五年七月一日

二 訪問入浴介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
セントケアはさま	登米市迫町佐沼字錦百七十番地 坂本店舗1F	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町一丁目十一番十一号	平成二十五年八月一日

三 訪問看護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
気仙沼市立本吉病院	気仙沼市本吉町津谷明戸二百二十二-二	気仙沼市立本吉病院	気仙沼市本吉町津谷明戸二百二十二-二	平成二十五年六月三日
医療法人社団順和会佐藤外科医院	栗原市築館伊豆一丁目六-二十五	医療法人社団順和会	栗原市築館伊豆一丁目六-二十五	平成二十五年六月十九日

四 訪問リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
気仙沼市立本吉病院	気仙沼市本吉町津谷明戸二百二十二-二	気仙沼市立本吉病院	気仙沼市本吉町津谷明戸二百二十二-二	平成二十五年六月三日

五 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
気仙沼市立本吉病院	気仙沼市本吉町津谷明戸二百二十二-二	気仙沼市立本吉病院	気仙沼市本吉町津谷明戸二百二十二-二	平成二十五年六月三日
クオール薬局豊里店	登米市豊里町土手下二十三-二	クオール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラストタワー三十七階	平成二十五年七月一日

六 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
デイサービスセンターけいけん荘	巨理郡巨理町逢隈牛袋字境百十九番地一	社会福祉法人ユニケア	巨理郡巨理町逢隈十文字字宮前七十九番地一	平成二十五年七月一日
ウエックデイサービスセンター巨理	巨理郡巨理町逢隈中泉字上谷地二百三十九番一	株式会社ウエルシスパートナーズ	仙台市青葉区一番町一丁目一―三十	平成二十五年七月一日
レッツ倶楽部石巻大街道	石巻市大街道東一丁目四番十八号	株式会社井上	石巻市大街道東一丁目四番十八号	平成二十五年七月一日

七 短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
シヨートステイひかりの里	黒川郡富谷町成田八丁目四―十	株式会社ドリームライト	黒川郡富谷町成田八丁目四―十	平成二十五年七月十六日

八 福祉用具貸与

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
株式会社ジェー・シー・アイ仙南事業所	柴田郡柴田町大字船岡字新生町二十八―二	株式会社ジェー・シー・アイ	仙台市宮城野区扇町五丁目三番三十八号	平成二十五年七月一日

九 居宅介護支援事業

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
けいけん荘介護支援センター	巨理郡巨理町逢隈牛袋字境百十九番地一	社会福祉法人ユニケア	巨理郡巨理町逢隈十文字字宮前七十九番地一	平成二十五年七月一日
のぎわ居宅介護支援センター	栗原市築館字下宮野川北十八番地	株式会社のぎわ	栗原市築館字下宮野川北十八番地	平成二十五年七月一日

十 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
介護保険適用事業所うさぎのポケット	大崎市松山千石字松山三百十三番地三	松山タクシー株式会社	大崎市松山千石字松山三百十三番地三	平成二十五年五月二日

十一 介護予防訪問入浴介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
セントケアはさま	登米市迫町佐沼字錦百七十番地 坂本店舗1F	セントケア宮城株式会社	仙台市青葉区本町一丁目十一番十一号	平成二十五年八月一日

十二 介護予防訪問看護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
気仙沼市立本吉病院	気仙沼市本吉町津谷明戸二百二十二-二	気仙沼市立本吉病院	気仙沼市本吉町津谷明戸二百二十二-二	平成二十五年六月三日

十三 介護予防訪問リハビリテーション

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
気仙沼市立本吉病院	気仙沼市本吉町津谷明戸二百二十二-二	気仙沼市立本吉病院	気仙沼市本吉町津谷明戸二百二十二-二	平成二十五年六月三日

十四 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
気仙沼市立本吉病院	気仙沼市本吉町津谷明戸二百二十二-二	気仙沼市立本吉病院	気仙沼市本吉町津谷明戸二百二十二-二	平成二十五年六月三日

十五 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
デイサービスセンターけいけん荘	亶理郡亶理町逢隈牛袋字境百十九番地一	社会福祉法人ユニケア	亶理郡亶理町逢隈十文字字宮前七十九番地一	平成二十五年七月一日
ウエックデイサービスセンター亶理	亶理郡亶理町逢隈中泉字上谷地二百三十九番一	株式会社ウエルシスパートナーズ	仙台市青葉区一番町一丁目一-三十三	平成二十五年七月一日
デイサービスセンターひかりの里 ゆめの森	黒川郡富谷町成田八丁目六-四十一	株式会社ドリームライト	黒川郡富谷町成田八丁目四番十号	平成二十五年四月一日
レッツ倶楽部石巻大街道	石巻市大街道東一丁目四番十八号	株式会社井上	石巻市大街道東一丁目四番十八号	平成二十五年七月一日

十六 介護予防短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
シヨートステイひかりの里	黒川郡富谷町成田八丁目四一十	株式会社ドリームライト	黒川郡富谷町成田八丁目四一十	平成二十五年七月十六日

十七 介護予防福祉用具貸与

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
株式会社ジェー・シー・アイ仙南 事業所	柴田郡柴田町大字船岡字新生町二十八一二	株式会社ジェー・シー・ア	仙台市宮城野区扇町五丁目三番三十八号	平成二十五年七月一日

十八 特定福祉用具販売

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
株式会社ジェー・シー・アイ仙南 事業所	柴田郡柴田町大字船岡字新生町二十八一二	株式会社ジェー・シー・ア	仙台市宮城野区扇町五丁目三番三十八号	平成二十五年七月一日

十九 特定介護予防福祉用具販売

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
株式会社ジェー・シー・アイ仙南 事業所	柴田郡柴田町大字船岡字新生町二十八一二	株式会社ジェー・シー・ア	仙台市宮城野区扇町五丁目三番三十八号	平成二十五年七月一日

○宮城県告示第七百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十五年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	旧	事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
		株式会社コンホートケア	気仙沼市波路上野田百三十番十号	株式会社コンホートケア	気仙沼市波路上野田百三十番十号	平成二十四年六月一日
			気仙沼市所沢二百七十		気仙沼市所沢二百七十	

○宮城県告示第七百八十九号

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	休止年月日
広域介護サービス	登米市迫町佐沼字光ヶ丘百四十番地の二	株式会社宮城登米広域介護サービス	居宅介護支援事業	平成二十五年七月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百八十八号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり休止した旨届出があった。
 平成二十五年九月十三日

新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧
	気仙沼市やすらぎデイサービスセンター	気仙沼市錦町二一五一十	気仙沼市錦町二一五一十	気仙沼市本吉町窪十番一	気仙沼市本吉町窪二十一	気仙沼市本吉町津谷松岡百六	気仙沼市本吉町津谷松岡百六	気仙沼市本吉町津谷明戸二百二十二	気仙沼市本吉町津谷明戸二百二十二	気仙沼市本吉町津谷松岡百六	気仙沼市中みなと町百三十五番地五
	大谷デイサービスセンター	気仙沼市本吉町窪二十一	気仙沼市東新城二丁目一番二	気仙沼市本吉町津谷松岡百六	気仙沼市東新城二丁目一番二	気仙沼市本吉町津谷松岡百六	気仙沼市東新城二丁目一番二	気仙沼市本吉町津谷明戸二百二十二	気仙沼市東新城二丁目一番二	気仙沼市本吉町津谷松岡百六	気仙沼市中みなと町百三十五番地五
	訪問入浴サービスもとよし	気仙沼市本吉町津谷明戸二百二十二	気仙沼市東新城二丁目一番二	気仙沼市本吉町津谷松岡百六	気仙沼市東新城二丁目一番二	気仙沼市本吉町津谷松岡百六	気仙沼市東新城二丁目一番二	気仙沼市本吉町津谷明戸二百二十二	気仙沼市東新城二丁目一番二	気仙沼市本吉町津谷松岡百六	気仙沼市中みなと町百三十五番地五
	ヘルパーステーションもとよし	気仙沼市本吉町津谷明戸二百二十二	気仙沼市東新城二丁目一番二	気仙沼市本吉町津谷松岡百六	気仙沼市東新城二丁目一番二	気仙沼市本吉町津谷松岡百六	気仙沼市東新城二丁目一番二	気仙沼市本吉町津谷明戸二百二十二	気仙沼市東新城二丁目一番二	気仙沼市本吉町津谷松岡百六	気仙沼市中みなと町百三十五番地五
	津谷居宅介護支援事業所	気仙沼市本吉町津谷明戸二百二十二	気仙沼市東新城二丁目一番二	気仙沼市本吉町津谷松岡百六	気仙沼市東新城二丁目一番二	気仙沼市本吉町津谷松岡百六	気仙沼市東新城二丁目一番二	気仙沼市本吉町津谷明戸二百二十二	気仙沼市東新城二丁目一番二	気仙沼市本吉町津谷松岡百六	気仙沼市中みなと町百三十五番地五
	福祉用具のえにし	気仙沼市中みなと町百三十五番地二	気仙沼市東新城二丁目一番二	気仙沼市本吉町津谷松岡百六	気仙沼市東新城二丁目一番二	気仙沼市本吉町津谷松岡百六	気仙沼市東新城二丁目一番二	気仙沼市本吉町津谷明戸二百二十二	気仙沼市東新城二丁目一番二	気仙沼市本吉町津谷松岡百六	気仙沼市中みなと町百三十五番地五
	株式会社えにし	気仙沼市中みなと町百三十五番地五	気仙沼市東新城二丁目一番二	気仙沼市本吉町津谷松岡百六	気仙沼市東新城二丁目一番二	気仙沼市本吉町津谷松岡百六	気仙沼市東新城二丁目一番二	気仙沼市本吉町津谷明戸二百二十二	気仙沼市東新城二丁目一番二	気仙沼市本吉町津谷松岡百六	気仙沼市中みなと町百三十五番地五

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十五年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四二二二〇〇二七九	事業所の名称及び所在地 グループホームあいやまこもれびの家 柴田郡村田町大字村田字相山百番地五	指定障害福祉サービスの種類 共同生活介護 共同生活援助	設置者名 社会福祉法人 宮城福祉会	指定年月日 平成二十五年 九月一日
---------------------	---	-----------------------------------	-------------------------	-------------------------

○宮城県告示第七百九十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により告示する。

平成二十五年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四三〇五〇〇三九七	事業所の名称及び所在地 相談支援センターいずみ 気仙沼市本吉町猪の鼻百八十二番地の四	指定一般相談支援の種類 地域移行支援 地域定着支援	設置者名 特定非営利活動 法人泉里会	指定年月日 平成二十五年 九月一日
---------------------	--	---------------------------------	--------------------------	-------------------------

○宮城県告示第七百九十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十五年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域 気仙沼市	区分 総トン数十ト	同意成立の届出年月日 平成二十五年	発起人の住所及び氏名 気仙沼市唐桑町上小鯖	漁業の種類 漁業災害補償	特定二号 漁業者数 十四人
------------	--------------	----------------------	--------------------------	-----------------	---------------------

区域（宮城県漁業協同組合の唐桑支所の地区）
ン未満の漁船により刺し網を使用している漁業
九月三日
五十一、五十三浦理市
気仙沼市唐桑町中二百三十三、一二、佐々木正利
法施行令（昭和三十九年政令第百九十三号）第六十一条に規定する漁業

○宮城県告示第七百九十二号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十五年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
松島東部	ほ場整備事業	平成二十五年三月二十五日
逢隈西部	ほ場整備事業	平成二十五年五月二十三日

○宮城県告示第七百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十五年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所
石巻市長面字須賀二九八（次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備

- 三 解除の理由
海岸保全施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

石巻市雄勝町雄勝字原三七の六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

電気通信施設用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百九十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、牡鹿加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十五年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百九十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十五年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十五年九月五日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設業の種類	受付年月日
有限会社高美住 高橋 愛子	柴田郡柴田町船岡東二丁目一八	般一二十三 二百七十六	一部廃業 一般建設業 タイル・れんが・ブロック工事業	平成二十五年 八月八日
株式会社武山興 武山 徳蔵	石巻市中野字牧野渠前 百九十八	般一二十 一万百五号	一部廃業 一般建設業 造園工事業	平成二十五年 八月十二日

株式会社セイエ
小野 清榮
般一二十三
一万四千三
百九十五号
全部廃業
建設業
大工工事業
左官工事業
石工工事業
屋根工事業
管工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物工事業
鉄筋工事業
板金工事業
ガラス工事業
塗装工事業
防水工事業
内装仕上工事業
熱縁工事業
建具工事業
平成二十五年
八月六日

株式会社綜合建
設
澤口 裕一
般一二十二
一万五千四
百八号
全部廃業
大工工事業
平成二十五年
八月八日

有限会社イー・
シー
小野 千枝子
般一二十一
一万七千三
百七号
全部廃業
大工工事業
左官工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
板金工事業
塗装工事業
防水工事業
内装仕上工事業
建具工事業
平成二十五年
八月六日

有限会社つかさ
三塚 廣子
般一二十四
一万九千三
百二十七号
一部廃業
建設業
平成二十五年
八月七日

仙台市宮城野区岩切字
余目南七十一
般一二十二
一万五千四
百八号
全部廃業
大工工事業
平成二十五年
八月八日

仙台市宮城野区福田町
南一丁目一三十三
般一二十一
一万七千三
百七号
全部廃業
大工工事業
左官工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
板金工事業
塗装工事業
防水工事業
内装仕上工事業
建具工事業
平成二十五年
八月六日

仙台市
般一二十三
一万四千三
百九十五号
全部廃業
建設業
大工工事業
左官工事業
石工工事業
屋根工事業
管工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物工事業
鉄筋工事業
板金工事業
ガラス工事業
塗装工事業
防水工事業
内装仕上工事業
熱縁工事業
建具工事業
平成二十五年
八月六日

一 施行者の名称
仙台市
宮城県知事 村 井 嘉 浩

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第七百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称

仙台市公共下水道

三 事業施行期間

「昭和三十三年二月四日から平成二十七年三月三十一日まで」を「昭和三十三年二月四日から平成二十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

昭和三十三年建設省告示第百五十五号、昭和四十一年建設省告示第千九百三十三号、昭和四十二年建設省告示第九百六十一号、昭和四十二年建設省告示第千三百八十七号、昭和四十四年建設省告示第千六百五十七号、昭和四十七年宮城県告示第八百四十三号、昭和五十四年宮城県告示第千九百九十二号、昭和五十六年宮城県告示第百三十九号、昭和五十九年宮城県告示第七百三十七号、昭和六十年宮城県告示第百六十四号、昭和六十年宮城県告示第千四百三十三号、昭和六十一年宮城県告示第千三百五十六号、昭和六十二年宮城県告示第千三百六十五号、昭和六十三年宮城県告示第百三十四号、平成元年宮城県告示第百三十六号、平成元年宮城県告示第百八十八号、平成元年宮城県告示第百三十一号、平成五年宮城県告示第百四十五号、平成五年宮城県告示第百四十七号、平成五年宮城県告示第百七十一号、平成五年宮城県告示第百七十二号、平成七年宮城県告示第九十二号、平成七年宮城県告示第百三十六号、平成九年宮城県告示第百五十六号、平成十年宮城県告示第九百五十五号、平成十年宮城県告示第九百六十六号、平成十三年宮城県告示第百五十七号、平成二十七年宮城県告示第七十二号の事業地に仙台市青葉区上愛子字中遠野原、同芋沢字綱木、同吉成台二丁目、同荒巻字青葉、宮城野区鶴ヶ谷字京原、同岩切字今市東、若林区日辺字沖田、同日辺字宅地、同霞目一丁目、同霞目二丁目、同蒲町、同蒲町字南、同荒井字梅ノ木、同かすみ町、同南小泉字梅木、同荒井字礼屋敷、同荒井字遠藤西、同荒井字丑ノ頭、同長喜城字山神、同長喜城字宮前、太白区山田字大石、同茂庭字向根、同富沢字館、同富田字上野西及び同山田北前町の各一部を加え、仙台市青葉区西花苑二丁目、同折立四丁目、同折立五丁目、同折立六丁目、同茂庭字綱木裏山、同茂庭字松山、同茂庭字寺下、同荒巻字青葉及び同荒巻字三居沢の各一部を削る。

○宮城県告示第七百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、宮城県七ヶ浜町七ヶ浜土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十五年九月十三日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 薩 川 昌 則

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十五年七月二十六日	我妻 周悦	宮城県七ヶ浜町東宮浜字鶴ヶ湊七十五番地一	理事
平成二十五年七月二十六日	佐藤 壮一	宮城県七ヶ浜町東宮浜字要害十四番地	理事
平成二十五年七月二十六日	鈴木 君夫	宮城県七ヶ浜町花測浜字上ノ山七十八番地	理事
平成二十五年七月二十六日	寺澤 善二	宮城県七ヶ浜町花測浜字五月田六十八番地二十	理事
平成二十五年七月二十六日	米 善藏	宮城県七ヶ浜町代ヶ崎浜字影田三十六番地一	理事
平成二十五年七月二十六日	岩本 松治	宮城県七ヶ浜町湊浜二丁目九番地一	理事
平成二十五年七月二十六日	和泉 正栄	宮城県七ヶ浜町菖蒲田浜字宅地四十番地	理事
平成二十五年七月二十六日	加藤 壽治	宮城県七ヶ浜町松ヶ浜字謡三十六番地十二	理事
平成二十五年七月二十六日	渡邊 庄哉	宮城県七ヶ浜町菖蒲田浜字宅地六十二番地	監事
平成二十五年七月二十六日	太宰 藤一郎	宮城県七ヶ浜町湊浜字熊野四十八番地二	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十五年七月二十五日	我妻 周悦	宮城県七ヶ浜町東宮浜字鶴ヶ湊七十五番地一	理事
平成二十五年七月二十五日	佐藤 壮一	宮城県七ヶ浜町東宮浜字要害十四番地	理事

平成二十五年七月二十五日	鈴木君夫	宮城郡七ヶ浜町花測浜字上ノ山七十八番地	理事
平成二十五年七月二十五日	寺澤善二	宮城郡七ヶ浜町花測浜字五月田六十八番地二十	理事
平成二十五年七月二十五日	米善蔵	宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字影田三十六番地一	理事
平成二十五年七月二十五日	岩本松治	宮城郡七ヶ浜町湊浜二丁目九番地一	理事
平成二十五年七月二十五日	和泉正栄	宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字宅地四十四番地	理事
平成二十五年七月二十五日	加藤壽治	宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字謡三十六番地十二	理事
平成二十五年七月二十五日	渡邊庄哉	宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字宅地六十二番地	監事
平成二十五年七月二十五日	太宰藤一郎	宮城郡七ヶ浜町湊浜字熊野四十八番地二	監事

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年九月十三日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩
 黒川郡大和町吉岡字上柴崎八十三番、八十四番及び八十五番並びに八十三番地先の水の一部
 仙台市宮城野区安養寺二丁目二十八番二十九号
 小野寺孝代

教育委員会

○宮城県教育委員会訓令甲第三号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年九月十三日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和四十二年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。
 別表第三第二項中「三億円」を「五億円」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の宮城県教育委員会訓令甲の規定は、平成二十五年九月一日から適用する。

○宮城県教育委員会告示第十五号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十五年九月十三日

宮城県教育委員会

委員長 庄 子 晃 子

一 日 時 平成二十五年九月二十日 午後四時

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

1 教育功績者表彰について

2 職員の人事について

3 高等学校入学者選抜審議会委員及び専門委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問合せ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二―一三六一）